

差 押 調 書 (謄 本)

この差押債権の取立その他の処分を禁じます。

千納税 第 891号
平成22年 1月15日

北海道千歳市長 山 口 幸 太 郎

次のとおり、滞納金額を徴収するため債権を差押える。

滞 納 者	住(居)所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
差 押 債 権	債 務 者 住(居)所	東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号		
	氏 名	社会保険業務センター 業務部業務管理課		
		上記債務者が滞納者に支払うべき平成22年2月以降に支払われる年金のうち 国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権。 ただし、次の滞納金額に充つるまで。		
履 行 期 限		年金の支払日		
滞 納 金 額	(別紙明細のとおり)			
	合 計		税 額	延滞金額
			112,800円	法律による金額 21,800円
	総 合 計		134,600円	

- 1 この処分に対して不服のあるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内又は地方税法第19条の4各号に規定する期限のうちいずれか早い方の期限までに市長に対して文書を持って異議の申立てをすることができます。なお、通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議の申立てをすることは出来なくなります。
- 2 処分の取消しを求める訴えは、前項の申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(市長が被告の代表者となります。)として札幌地方裁判所に提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することは出来なくなります。
- 3 前項の訴えは、第1項の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできません(地方税法第19条の12)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申立てに係る決定を経なくても取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 異議申立てがあった日から3か月を経過しても当該申立てに係る決定がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(総務部納税課納税係)